

○亀山市国民健康保険運営協議会について

1 亀山市国民健康保険運営協議会

(設置根拠) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項

国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

(組織構成)

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

(委員) 別紙名簿のとおり

2 令和7年度の開催状況

第1回運営協議会 令和7年4月17日(木)開催

第2回運営協議会 令和7年8月28日(木)開催

3 議題とした事項

【第1回】

- (1) 令和7年度亀山市国民健康保険事業計画について(資料1-1、資料1-2)
- (2) 亀山市国民健康保険特別療養費の支給について(資料2)

【第2回】

- (1) 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算の状況について(資料3-1)
 - ①令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算状況(総括表)(資料3-2)
 - ②亀山市国民健康保険事業年度比較表(令和6・5年度)(資料3-3)
- (2) 令和7年度国民健康保険税当初賦課の状況について(資料4)
- (3) 子ども・子育て支援金制度について(資料5)
- (4) 令和7年度国民健康保険「資格確認書・資格情報のお知らせ」交付状況及び「特別療養費」の支給状況等(資料6)

別紙

亀山市国民健康保険運営協議会委員名簿

区分	氏名	任期	所属等
被保険者を代表する委員	イムムラ トシアキ 今村 俊朗	R7.1.11～R10.1.10	
	ミヤザキ ミチコ 宮崎 道子	R7.1.11～R10.1.10	
	オオイズミ ジュンコ 大泉 順子	R7.1.11～R10.1.10	
	モリタ セツコ 森田 節子	R7.1.11～R10.1.10	
保険医・薬剤師を代表する委員	イツヤマ タクヘイ 入山 拓平	R7.1.11～R10.1.10	豊田クリニック
	ホリ ユスヒデ 堀 靖英	R7.1.11～R10.1.10	亀山腎・泌尿器科クリニック
	ナルカワ カツヤ 生川 克弥	R7.1.11～R10.1.10	生川歯科
	ヒロカド リョウジ 廣角 良治	R7.1.11～R10.1.10	(有)十全薬局
公益を代表する委員	マツナガ サトコ 松永 里子	R7.1.11～R10.1.10	亀山市食生活改善推進協議会
	クリモト シゲル 栗本 茂	R7.1.11～R10.1.10	亀山市自治会連合会
	ハツリ フク 服部 典子	R7.1.11～R10.1.10	亀山市婦人会連絡協議会
	アキタ オサム 秋田 修	R7.1.11～R10.1.10	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議
被用者保険等被保険者を代表する委員	ツバキガイ ヨウコ 椿垣内 洋子	R7.1.11～R10.1.10	全国健康保険協会三重支部保健グループ長
	ユタニ トモヒコ 湯谷 友彦	R7.1.11～R10.1.10	日本トランスシティ健康保険組合事務長
	カツラヤマ ミカ 葛山 美香	R7.4.1～R10.1.10	地方職員共済組合三重県支部事務長

「国民健康保険事業計画」について

1 国民健康保険事業計画について

国民健康保険者である市町村に対し、県が概ね2年に1回実施している国民健康保険の指導監督に係る国通知においては、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、市町村において、県が策定する国民健康保険運営方針に基づき効率的・効果的な国民健康保険事業運営に係る重点事項や目標を設定するとともに、具体的な実施体制、実施方法等を明確にした国民健康保険事業計画（以下「事業計画」といいます。）を定めることが望ましいとされています。

2 事業計画の必要性について

令和7年2月に実施された県による令和6年度国民健康保険事務指導において、本市に対し、「国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため事業運営の実情を把握分析し、それらの検討結果を踏まえた重点事項・目標の設定、具体的な実施体制、実施方法及び関連事業との連携等を明確にした事業計画を策定すること」の指導がありました。

本市では、国民健康保険税制度を持続可能な制度とすることを目指し、県の示す標準保険税率に則した国民健康保険税率とすることで国民健康保険事業の財政健全化を図るため税率改正を図ったところであり、本年度以降、国民健康保険法第82条の2に基づき三重県が定める『第2期国民健康保険運営方針』の内容に沿い、市の国民健康保険事業における取組等について、令和7年度亀山市国民健康保険事業計画（資料1-2）を定めるものです。

亀山市国民健康保険 特別療養費の支給について

「特別療養費」とは

国民健康保険税を長期にわたり滞納している世帯について、納付に資する取組を行ってもなお納付がない場合において、医療機関の窓口で医療費を全額（10割）負担していただき、後日申請により自己負担分（3割又は2割）を除いた保険給付分（7割又は8割）を返還する制度です。

【国民健康保険法第54条の3】

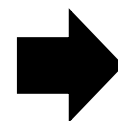
市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)又は組合員(その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(以下この項及び第4項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第63条の2第1項及び第2項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下この条(第4項及び第5項を除く。)において同じ。)が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。)の支給(次項及び第5項において「療養の給付等」という。)に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。

特別療養費の対象者

1. 毎年8月1日を判定基準日とし、判定基準日の属する年度の前年度以前の保険税に係る滞納期別が10期以上の人
2. 前年度に次の基準により措置の対象から除外した者であって、納付計画を履行していない人
 - ① 1年以内を原則とした納付計画があり、その納付計画を履行している者
 - ② 市長が必要と認めた者

R5	R6								
9期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
R6.3.31	R6.7.31	R6.9.2	R6.9.30	R6.10.31	R6.12.2	R6.12.25	R7.1.31	R7.2.28	R7.3.31

滞納期別が10期以上



特別療養費支給対象

特別療養費の除外対象者

1. 特別の事情がある者又は原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者
2. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
3. 医療機関において当該被保険者が緊急に医療を受ける必要があり、医療費の一部負担金の支払いが困難な者
4. 1年以内を原則とした納付計画があり、その納付計画を履行している者
5. 地方税法第15条の7の規定により滞納処分の執行が停止されている者
6. 世帯主が三重地方税管理回収機構に移管されている者
7. 市が妥当と認めた額の継続債権を差し押さえられ、又は滞納税を充足できる財産を差し押さえられている者
8. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

「特別の事情」とは

国民健康保険法施行令第28条の6に規定する次に掲げる事由により保険税を納付することができないと認められる事情をいう。

- ①世帯主等がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと
- ②世帯主等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ③世帯主等がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- ④世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- ⑤これらに類する事由があったこと。

「納付に資する取組」

○国民健康保険法第54条の3

「納付に資する取組を行ってもなお納付しない者について特別療養費を支給する。」

「納付に資する取組」とは、次のとおりです。

- ①保険税滞納世帯主等に保険税の納付勧奨のための通知を送付する。
- ②電話、訪問等により滞納している保険税の納付を催告する。
- ③電話、窓口等において、滞納している保険税の納付に係る相談に応じる機会を設ける。

特別療養費に係る市の取組

- 税務課収納対策グループとの連携により取組を実施
- 令和7年1月に催告書＋納付勧奨通知を特別療養費支給対象者に送付

滞納世帯（滞納期別10期以上）：151件

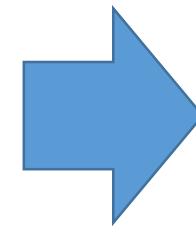
執行停止（予定も含む）：29件

移管中：29件

差押中：2件

納付計画あり：18件

その他（納付済等）：2件



送付件数
71件

特別療養費に係る事務スケジュール

年	月	事務内容
令和6年	12月	収G：一斉催告送付 (特別療養費支給対象者分を抜き取り)
令和7年	1月	収G + 国G：特別療養費支給対象者に、①催告書 + 納付勧奨通知を送付
	4月上旬	収G + 国G：特別療養費支給対象者に、②催告書 + 納付勧奨通知を送付
	5月上旬	収G + 国G：特別療養費支給対象者に、③催告書 + 納付勧奨通知を送付
	6月上旬	収G + 国G：特別療養費支給対象者に、④催告書 + 納付勧奨通知 + 弁明書を送付
	6月下旬～ 7月上旬	国G：弁明のない者及び弁明によっても特別療養費の処分が正当であると認められる者に特別療養費を支給する旨の事前通知を送付
	8月	資格確認書（特別療養）交付

※収G = 税務課収納対策G 国G = 市民課国民健康保険G

※②と③の間に返答のない対象者には、電話による納付勧奨を行う。

令和6年度
国民健康保険事業特別会計決算状況

令和 7 年 8 月
市民文化部市民課
国民健康保険グループ

1. 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算状況

【歳入】

(単位：円)

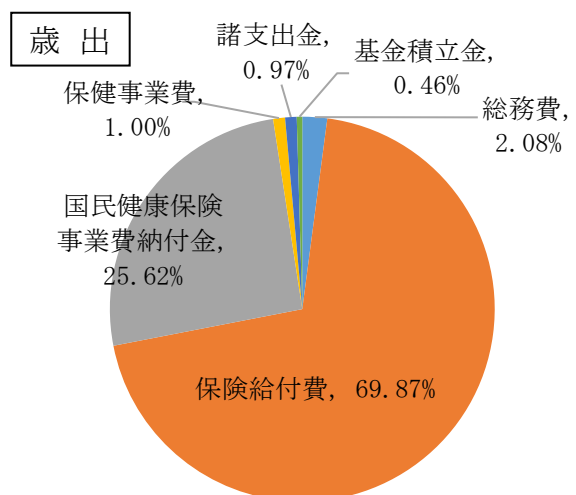
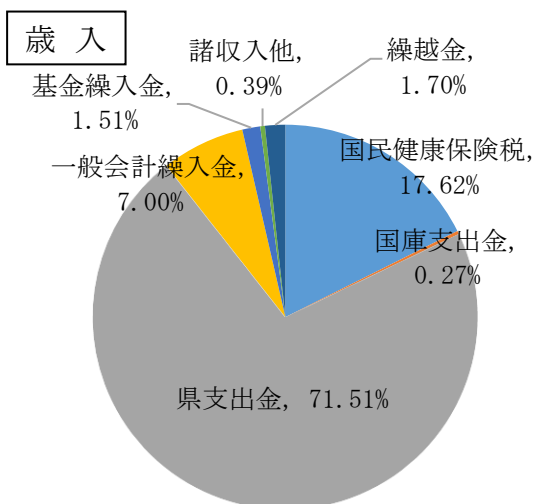
区 分	令和6年度 当初予算額 (千円)	令和6年度 決算額	令和5年度 決算額	増減額	増減率 (%)
国民健康保険税	772,300	766,762,763	792,979,728	△26,216,965	△3.31
使用料及び手数料	15	6,300	5,100	1,200	23.53
国庫支出金	0	11,735,000	217,000	11,518,000	5,307.83
県支出金	3,667,946	3,112,258,928	3,358,527,074	△246,268,146	△7.33
一般会計繰入金	304,908	304,735,000	313,040,577	△8,305,577	△2.65
基金繰入金	67,478	65,942,000	0	65,942,000	皆増
諸収入	18,400	16,669,109	28,881,075	△12,211,966	△42.28
財産収入	153	261,000	170,000	91,000	53.53
繰越金	0	74,023,049	97,914,242	△23,891,193	△24.40
歳入合計(A)	4,831,200	4,352,393,149	4,591,734,796	△239,341,647	△5.21

【歳出】

(単位：円)

区 分	令和6年度 当初予算額 (千円)	令和6年度 決算額	令和5年度 決算額	増減額	増減率 (%)
総務費	82,375	89,413,498	79,528,771	9,884,727	12.43
保険給付費	3,590,120	3,004,898,687	3,246,881,941	△241,983,254	△7.45
国民健康保険事業費納付金	1,101,763	1,101,761,434	1,063,202,650	38,558,784	3.63
共同事業拠出金	10	0	137	△137	皆減
保健事業費	50,872	42,854,155	44,579,954	△1,725,799	△3.87
諸支出金	4,060	41,523,408	26,809,294	14,714,114	54.88
基金積立金	0	20,000,000	56,709,000	△36,709,000	△64.73
予備費	2,000	0	0	0	
歳出合計(B)	4,831,200	4,300,451,182	4,517,711,747	△217,260,565	△4.81

歳入計(A) - 歳出計(B)	0	51,941,967	74,023,049	△22,081,082	△29.83
-----------------	---	------------	------------	-------------	--------



《 総括 》

歳入では、保険税収が 7 億 6,676 万 3 千円となり、令和 5 年度と比較して 2,621 万 7 千円 (3.31%) の減となった。

税収が減少した要因としては、主に国民健康保険の被保険者数の減少等が考えられる。また、歳出の保険給付費が減となったことに伴い、その財源である県支出金は令和 5 年度と比較して 2 億 4,626 万 8 千円減の 31 億 1,225 万 9 千円となった。

歳入決算総額は 43 億 5,239 万 3 千円で、令和 5 年度と比較して 2 億 3,934 万 2 千円 (5.21%) の減となり、構成比は、県支出金が歳入全体の 71.51% を占め、次いで保険税が 17.62% となった。

一方、歳出では、保険給付費が 30 億 489 万 9 千円で令和 5 年度と比較して 2 億 4,198 万 3 千円 (7.45%) の減となり、国民健康保険事業費納付金は 11 億 176 万 1 千円で、令和 5 年度で激変緩和措置が終了したことに伴い、令和 5 年度と比較して 3,855 万 9 千円 (3.63%) の増となった。

歳出決算総額は 43 億 45 万 1 千円で、令和 5 年度と比較して 2 億 1,726 万 1 千円 (4.81%) の減となり、構成比は、保険給付費が歳出全体の 69.87% を占め、次いで国民健康保険事業費納付金が 25.62% となった。

令和 6 年度の決算状況は、激変緩和措置が終了したことに伴い県に支払う国民健康保険事業費納付金が増となる中、減少する保険税を補てんするため運営基金から繰入を行ったことから、歳入歳出差引額は 5,194 万 2 千円の黒字決算となった。

しかしながら、繰越金を除く単年度収支としては 2,208 万 1 千円の赤字であり、厳しい財政状況にある。

また、運営基金については、差引 4,594 万 2 千円の取崩しを行った結果、令和 6 年度末で 1 億 3,623 万 6 千円となった。

○国民健康保険事業費納付金推移

(単位：円)

年度	前年度 納付金額	納付金額						前年度 納付金 追加加算分	激変緩和後 ② - ⑥ + ⑦
		補てん前	激変緩和 公費補填 (国・県)	財政安定化基金		公費補填等 激変緩和分 合計③+④+⑤	前年度 納付金 追加加算分		
				激変緩和分	決算剰余金等				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		
R 2	1,154,691,705	1,205,192,460	100,357,782	0	0	100,357,782	0	1,104,834,678	
R 3	1,104,834,678	1,191,763,182	86,554,905	0	17,023,000	103,577,905	0	1,088,185,277	
R 4	1,088,185,277	1,167,598,378	68,376,516	18,178,000	66,849,000	153,403,516	105,473	1,014,300,335	
R 5	1,014,300,335	1,159,029,459	69,374,525	19,922,819	6,529,465	95,826,809	0	1,063,202,650	
R 6	1,063,202,650	1,147,765,682	0	0	46,004,248	46,004,248	0	1,101,761,434	

○基金の状況（国民健康保険事業運営基金）

（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初基金①	10,649,633	26,449,633	72,449,633	125,468,633	182,177,633
基金積立額②	15,800,000	46,000,000	53,100,000	56,709,000	20,000,000
基金取崩額③	0	0	81,000	0	65,942,000
年度末基金 ① + ② - ③	26,449,633	72,449,633	125,468,633	182,177,633	136,235,633

《令和6年度の主な取組》

国民健康保険事業の健全な財政運営に向けた取組を実施した。

（1）国民健康保険税収納対策の取組

令和4年度から市における収納部門を一元化しており、収納体制を強化することで収納率の向上を図った。また、弁護士による収納支援業務の委任に加え、収納対策として徴収専任の一般任期付短時間勤務職員を採用し徴収体制を充実させることにより、収納率の向上に努めた。

区 分	令和6年度収納率	令和5年度収納率	比 較
現年課税分	93.96%	94.40%	△0.44ポイント
滞納繰越分	26.04%	25.91%	0.13ポイント
合 計	81.95%	81.05%	0.90ポイント

（2）保健事業の取組

「第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、1日人間ドック・脳ドック、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業に加え、関係部署と連携するとともに、医師会等関係機関の協力を得て、生活習慣病重症化予防として「糖尿病性腎症重症化予防事業」、「重複・多剤服用対象者通知事業」等を実施し、医療費の適正化に取り組んだ。

①特定健康診査未受診者対策

特定健康診査の自己負担額無料化及び休日実施を図るとともに、診療報酬明細書等を用いて特定健康診査の対象者の現状分析を行い、ナッジ理論を活用した効果的な6パターンの受診勧奨の通知を送付した。また、医師会と連携し、医療機関における受診勧奨の文書を配布した。さらには、人間ドック（市で実施するものを除く。）又は職場の健診結果を市に提供した被保険者に対し、500円分のクオカードを贈呈するなどの取組により、特定健康診査受診率は昨年度から0.5ポイント上昇した。

○特定健康診査受診率

令和6年度(速報値)	令和5年度(確定値)	比 較
42.8%	42.3%	0.5ポイント

②特定保健指導未利用者対策

特定健康診査結果から分析・算出した「健康年齢のお知らせ」に合わせ、特定保健指導未利用者のうち生活習慣病改善の必要性がある者に通知し、特定保健指導の利用を促した。また、特定保健指導未利用者を対象としたイベントを実施し、特定保健指導の利用率向上を図った。

○特定保健指導利用率

令和6年度(速報値)	令和5年度	比 較
22.2%	19.4%	2.8ポイント

③糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病又はその疑いのある被保険者に対し、医療機関への受診勧奨を行い、亀山医師会及び市立医療センターと連携して保健指導を実施した。

区 分	令和6年度	令和5年度
受診勧奨（保健指導）	20（2）人	28（2）人

④後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用促進

保険証の送付時に後発医薬品の希望シールを配布するとともに、ジェネリック利用差額通知を2月に送付した結果、令和6年度は令和5年度と比較し使用割合が3.6ポイント上昇し、利用促進を図ることができた。

区 分	令和6年度	令和5年度
使 用 割 合	86.5%	82.9%
差 額 通 知 件 数	42 件	162 件
年 間 効 果 額	約 43 万円	約 14 万円

⑤重複・多剤服用対象者通知事業

重複・多剤状態の被保険者に対し、その服薬状態を把握して適切な服薬を促すため通知を行うとともに、特に薬剤数が多い者に対しては、薬剤師又は保健師等が訪問等をして指導を行った。

区 分	令和6年度	令和5年度
通知件数（指導件数）	189（4）件	99（5）件

⑥生活習慣病重症化予防事業

生活習慣病（高血圧・脂質異常症・糖尿病・腎臓病・脳血管疾患）の治療中断者が重症化しないよう、医療機関への受診勧奨を行った。

区 分	令和6年度	令和5年度
受診勧奨通知数（受診者数）	25（4）名	26（17）名

（3）未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入する未就学児の国民健康保険税均等割額の5割を軽減した。

区 分	令和6年度	令和5年度
未 就 学 児 数	207 人	195 人
対 象 世 帯 数	168 世帯	154 世帯
軽 減 額	1,862,589 円	1,838,808 円

（4）産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減

子育て世帯の負担軽減・次世代育成支援を図るため、国民健康保険被保険者が、出産する又は出産した場合における産前産後期間の国民健康保険税の所得割額及び均等割額の軽減を実施した。

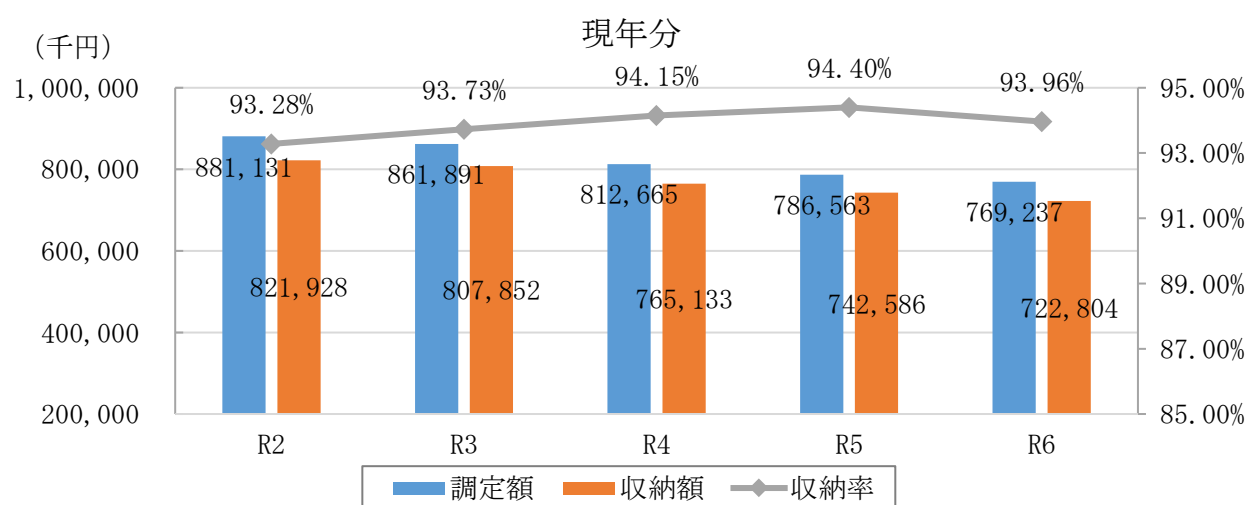
区 分	令和6年度	令和5年度
対 象 世 帯 数	23 世帯	5 世帯
軽 減 額	166,830 円	94,262 円

2. 国民健康保険税の調定額・収納額の状況

【現年分】

(単位：円)

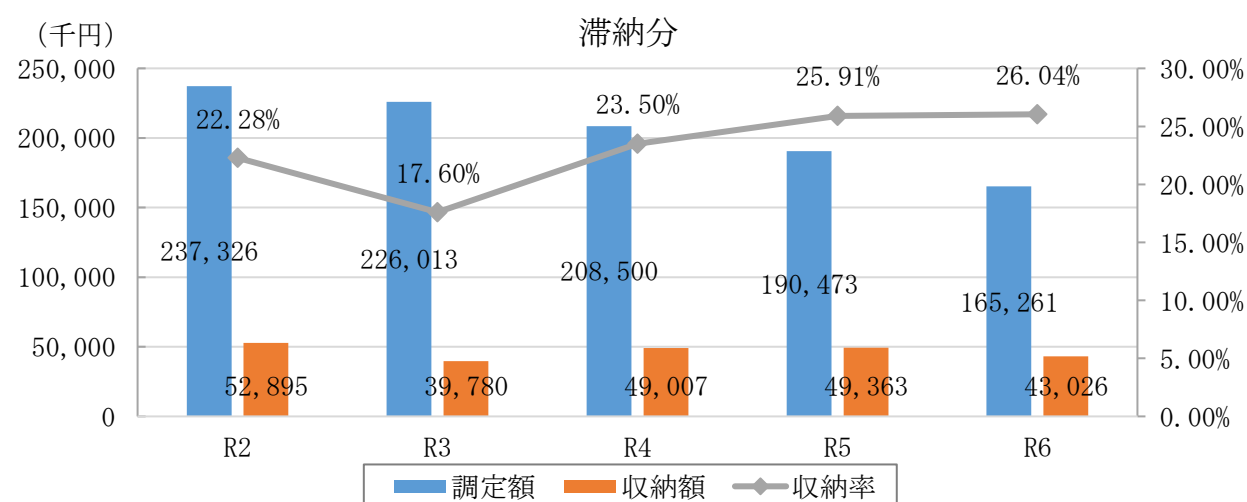
年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率	調 定 伸 率
令和 2 年度	881,131,100	821,927,800	93.28%	△1.86%
令和 3 年度	861,891,100	807,851,754	93.73%	△2.18%
令和 4 年度	812,665,200	765,132,867	94.15%	△5.71%
令和 5 年度	786,563,100	742,586,233	94.40%	△3.21%
令和 6 年度	769,237,100	722,804,020	93.96%	△2.20%



【滞納分】

(単位：円)

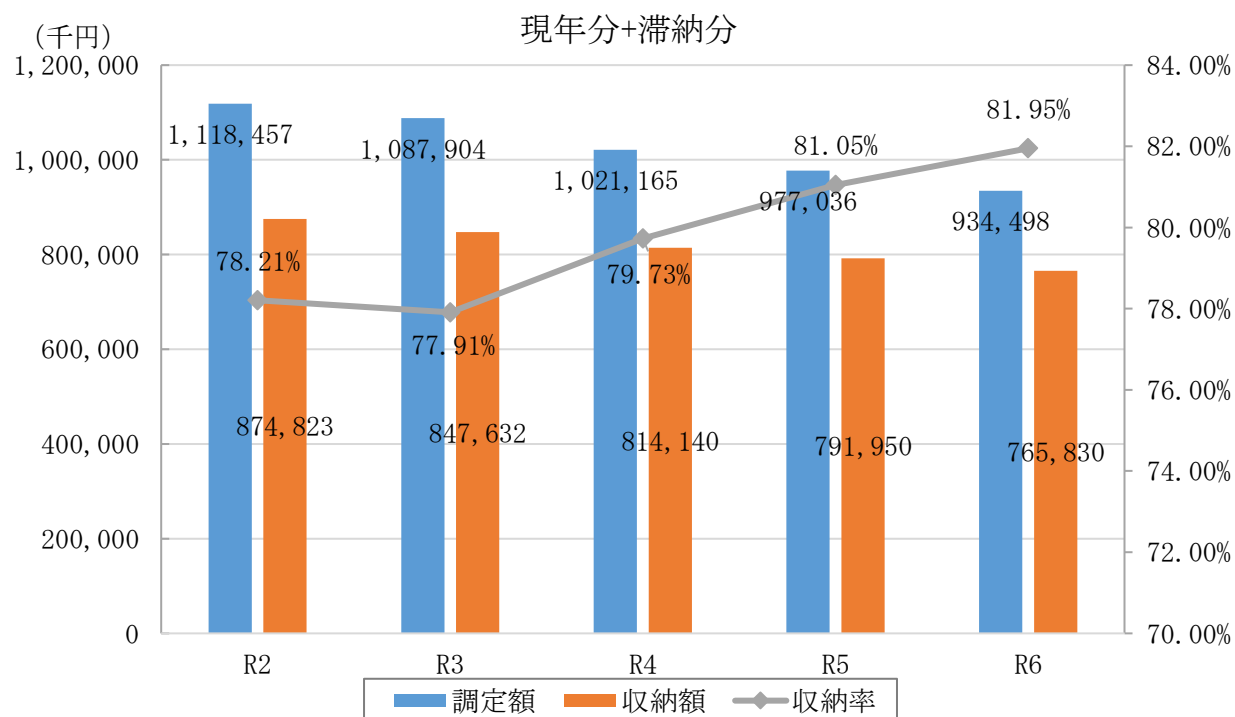
年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率	調 定 伸 率
令和 2 年度	237,326,018	52,894,737	22.28%	△6.80%
令和 3 年度	226,013,247	39,780,045	17.60%	△4.77%
令和 4 年度	208,499,521	49,007,142	23.50%	△7.75%
令和 5 年度	190,472,907	49,363,395	25.91%	△8.65%
令和 6 年度	165,260,601	43,026,143	26.04%	△13.24%



【現年分+滞納分】

(単位：円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率	調 定 伸 率
令和 2 年度	1,118,457,118	874,822,537	78.21%	△2.95%
令和 3 年度	1,087,904,347	847,631,799	77.91%	△2.73%
令和 4 年度	1,021,164,721	814,140,009	79.73%	△6.13%
令和 5 年度	977,036,007	791,949,628	81.05%	△4.32%
令和 6 年度	934,497,701	765,830,163	81.95%	△4.35%



【令和 6 年度（現年分）納付方法別収納明細】

(単位：円)

	納 付 書 分	口 座 分	特 徴 分	合 計
収 納 金 額	248,683,183	367,999,650	126,919,700	743,602,533
割 合	33.44%	49.49%	17.07%	100.00%

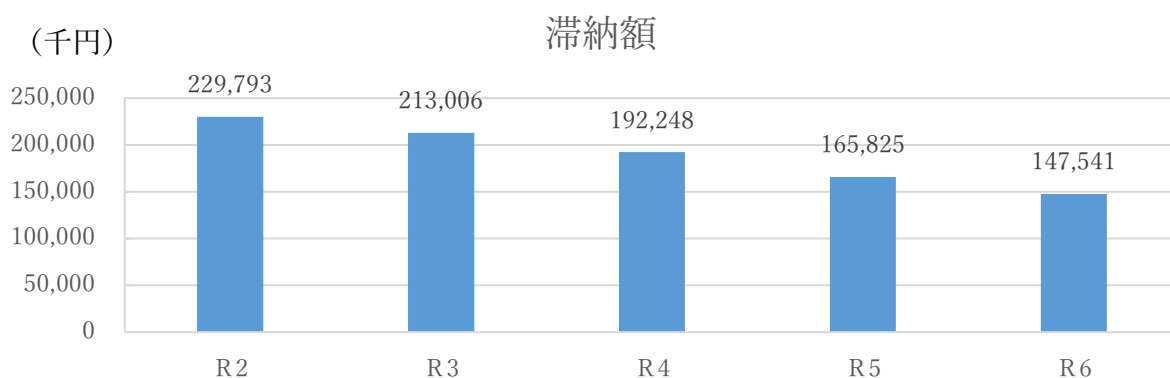
令和 6 年度における現年分の調定額については 7 億 6,923 万 7 千円で、収納額は 7 億 2,280 万 4 千円となり、収納率は 93.96%で前年度比 0.44 ポイントの減となった。滞納分の調定額については、年々減少しており、令和 6 年度の調定額は 1 億 6,526 万円で、前年度と比較し 13.24%の減となった。また、収納額は 4,302 万 6 千円で収納率は 26.04%となり、前年度比 0.13 ポイントの増となった。

現年分と滞納分を合わせてみると、令和 5 年度と比較して調定額・収納額ともに減少したが、収納率は 81.95%で前年度比 0.9 ポイントの増となった。

3. 国民健康保険税滞納額の状況

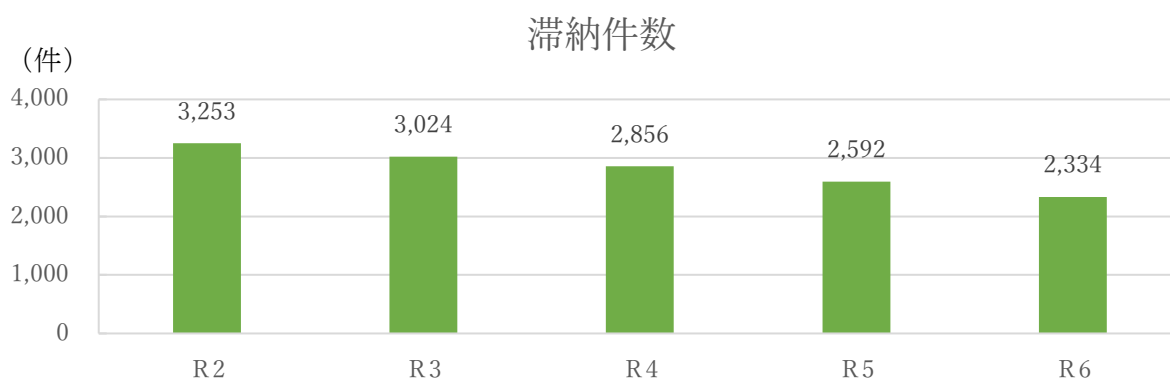
【滞納額】 (単位：円)

年 度	滞 納 額	伸 び 率
令和 2 年度	229,792,547	△4.91%
令和 3 年度	213,005,921	△7.31%
令和 4 年度	192,248,307	△9.75%
令和 5 年度	165,824,501	△13.74%
令和 6 年度	147,541,392	△11.03%



【滞納件数】 (単位：件)

年 度	滞 納 件 数	伸 び 率
令和 2 年度	3,253	△3.39%
令和 3 年度	3,024	△7.04%
令和 4 年度	2,856	△5.56%
令和 5 年度	2,592	△9.24%
令和 6 年度	2,334	△9.95%



滞納額は年々減少しており、令和 6 年度は 1 億 4,754 万 1 千円で前年度比 11.03% の減となった。要因としては、令和 4 年度から市において収納部門を一元化して国民健康保険税の徴収に取り組んだことによるものである。また、滞納件数についても年々減少しており、令和 6 年度においては 2,334 件で前年度比 9.95% の減となった。

4. 滞納処分件数の状況

【滞納処分件数】

(単位：件)

年 度	納税誓約	債務承認	差 押	捜 索	交付要求	公 売
令和2年度	10	24	(17) 30	0	2	0
令和3年度	6	12	(9) 37	0	10	0
令和4年度	23	55	59	0	13	0
令和5年度	13	32	59	0	13	0
令和6年度	12	13	50	0	7	0

※ () 書きの差押件数については、国民健康保険グループ単独分

【短期被保険者証等交付状況】

(単位：件)

年 度	資 格 証	1 か月証	3 か月証	6 か月証	計
令和2年度	0	310	31	74	415
令和3年度	0	279	68	65	412
令和4年度	0	135	170	134	439
令和5年度	0	62	201	135	398
令和6年度	0	49	179	117	345

【令和6年度督促状・催告状発送件数】 (単位：件)

	件 数
督 促 状	5,333
催 告 状	933

【令和6年度差押状況】

(単位：件)

不 動 産	預 金	生保・損保	そ の 他	換 価 額
8	20	3	19	8,875,836 円

※その他は、給与・年金・売掛金等の差押

滞納者については、1・3・6か月の有効期間の短期被保険者証を交付し、定期的に窓口で更新することで状況確認及び折衝機会の確保に努めた。また、預金、給与、年金等の差押等の滞納処分及び滞納者からの納税誓約書の徴取等による時効更新の措置も併せて行った。

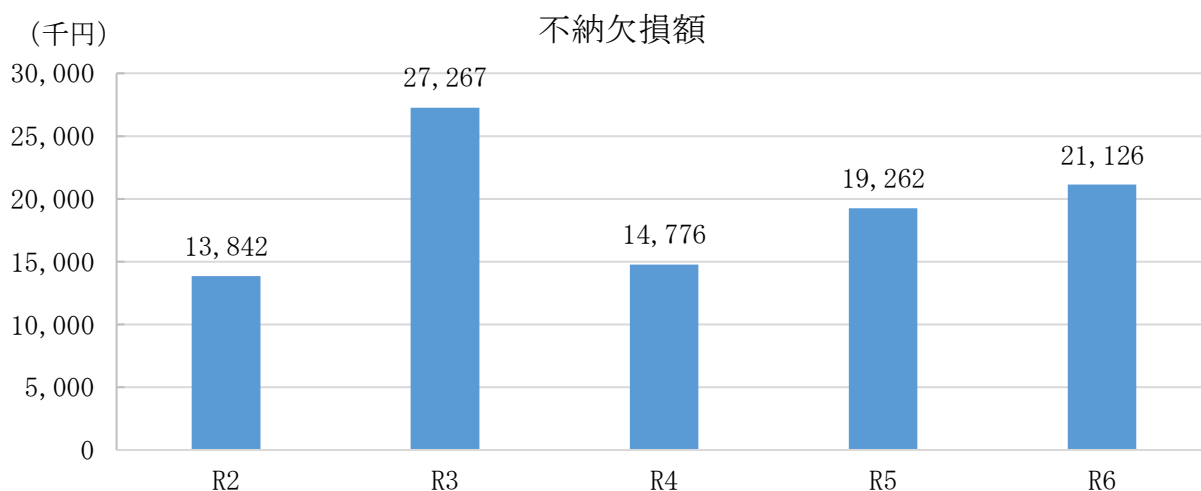
困難・高額な事案については、三重地方税管理回収機構への移管及び弁護士による収納支援業務の委任に加え、令和4年度から徴収業務を収納対策グループに一元化したことにより収納率の向上を図った。

5. 国民健康保険税不納欠損の状況

【不納欠損額】

(単位：円)

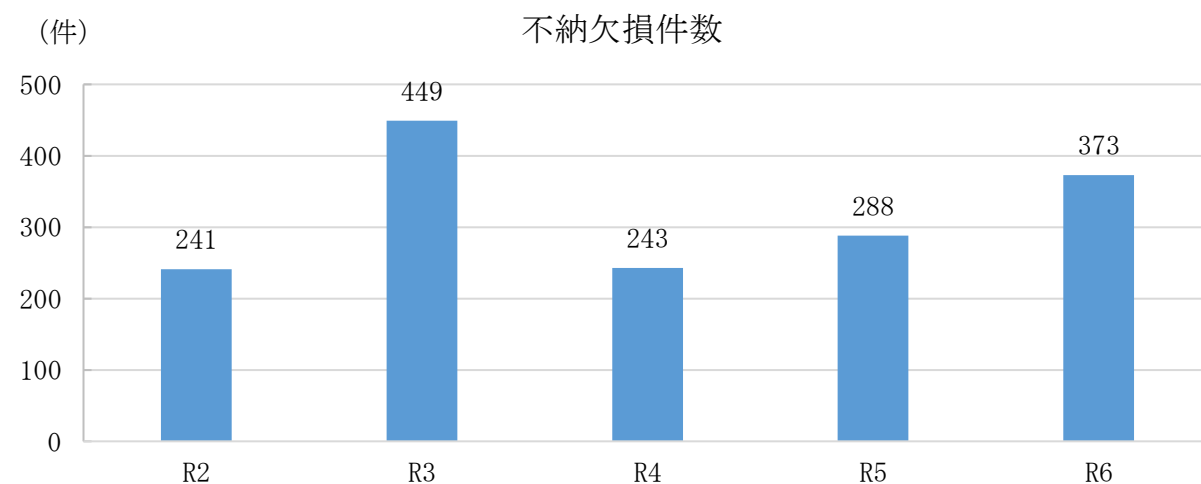
年 度	不 納 欠 損 額	伸 び 率
令和 2 年度	13,842,034	△50.57%
令和 3 年度	27,266,627	96.98%
令和 4 年度	14,776,405	△45.81%
令和 5 年度	19,261,878	30.36%
令和 6 年度	21,126,146	9.68%



【不納欠損件数】

(単位：件)

年 度	不 納 欠 損 件 数	伸 び 率
令和 2 年度	241	△55.20%
令和 3 年度	449	86.31%
令和 4 年度	243	△45.88%
令和 5 年度	288	18.52%
令和 6 年度	373	29.51%



【事由別件数】

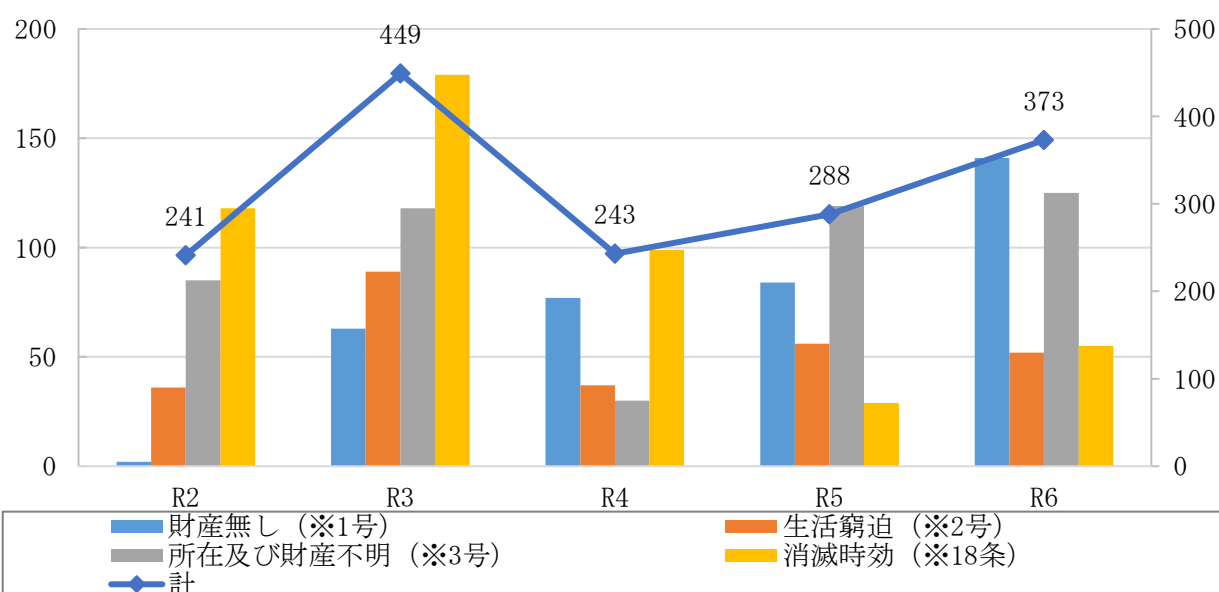
(単位：件)

年 度	財産無し (※1号)	生活窮迫 (※2号)	所在及び財産 不明 (※3号)	消滅時効 (※18条)	計	伸び率
令和2年度	2	36	85	118	241	△55.20%
令和3年度	63	89	118	179	449	86.31%
令和4年度	77	37	30	99	243	△45.88%
令和5年度	84	56	119	29	288	18.52%
令和6年度	141	52	125	55	373	29.51%

(事由別・件)

事由別件数

(全体・件)



【不納欠損の条文別件数】

(単位：件：円)

	件 数	金 額
3年経過 (※15の7④)	317	20,018,646
即時消滅 (※15の7⑤)	1	3,400
消滅時効 (※18①)	55	1,104,100
合 計	373	21,126,146

※滞納処分執行停止の要件等…地方税法第15条の7第1項第1号(財産無し)、第2号(生活窮迫)、第3号(所在及び財産不明)、第4項(執行停止3年経過による消滅)、第5項(執行停止における即時消滅)

※地方税の消滅時効…地方税法第18条第1項

令和6年度の不納欠損は、373件、2,112万6千円で前年度と比較して85件、186万4千円の増となった。

事由別においては、財産無し141件、生活窮迫52件、所在及び財産不明125件、消滅時効55件となった。

6. 国民健康保険被保険者数の状況

【国民健康保険被保険者数】

(単位：世帯：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	5,764	5,711	5,556	5,310	5,195
被保険者数	8,887	8,760	8,405	7,942	7,659
うち前期高齢者	4,620	4,674	4,494	4,188	3,984
前期高齢者の割合	51.99%	53.36%	53.47%	52.73%	52.02%

※各年度平均被保険者数

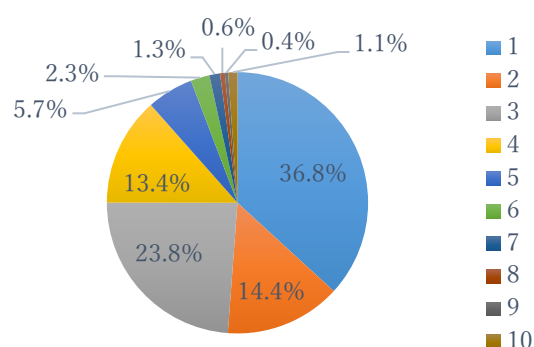
被保険者数は、平成30年度以降減少を続け、令和6年度は7,659人、うち前期高齢者は3,984人となっている。被保険者数に占める前期高齢者の割合は、令和6年度で52.02%となっている。

【令和6年度所得階層別世帯数及び保険税額】

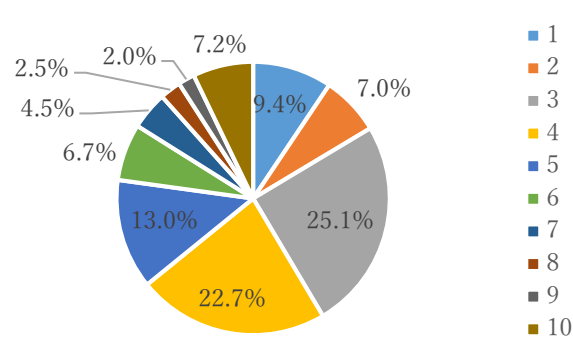
(単位：世帯：円)

	所得階層	世帯数	割合	税額	割合
1	430,000円	1,701	36.8%	64,017,600	9.4%
2	430,001円～1,000,000円	664	14.4%	47,687,400	7.0%
3	1,000,001円～2,000,000円	1,102	23.8%	170,604,700	25.1%
4	2,000,001円～3,000,000円	621	13.4%	154,399,000	22.7%
5	3,000,001円～4,000,000円	265	5.7%	88,695,000	13.0%
6	4,000,001円～5,000,000円	108	2.3%	45,872,700	6.7%
7	5,000,001円～6,000,000円	61	1.3%	30,462,000	4.5%
8	6,000,001円～7,000,000円	27	0.6%	17,002,200	2.5%
9	7,000,001円～8,000,000円	19	0.4%	13,320,800	2.0%
10	8,000,001円～	53	1.1%	48,699,300	7.2%
	計	4,621	100.0%	680,760,700	100.0%

所得階層別世帯数



所得階層別保険税額

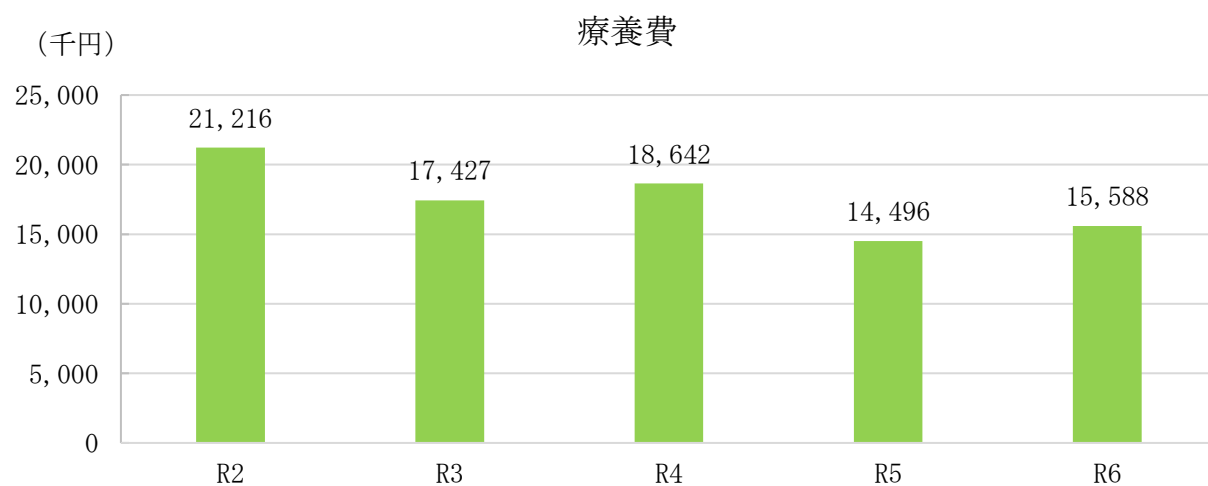
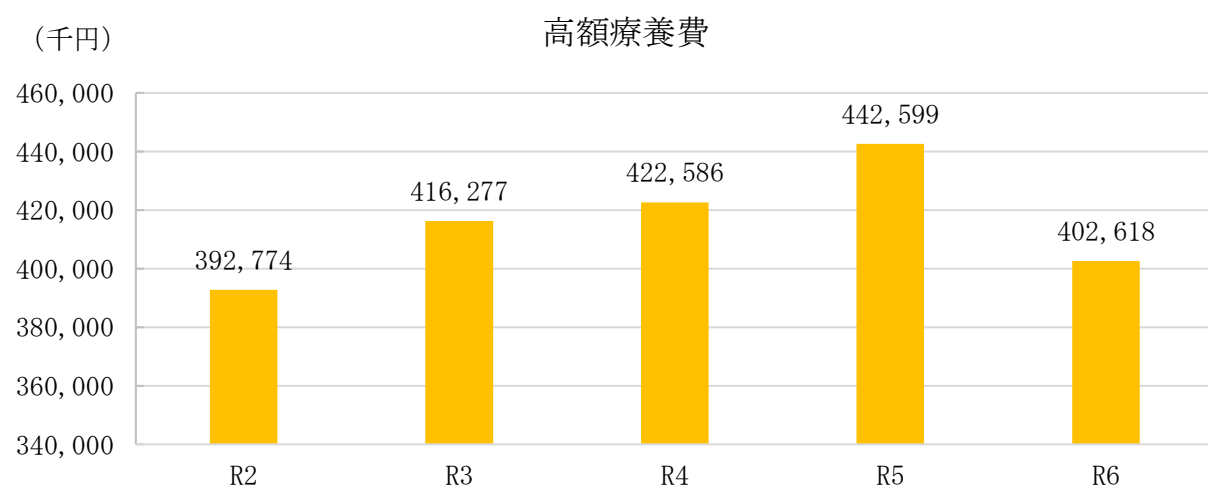
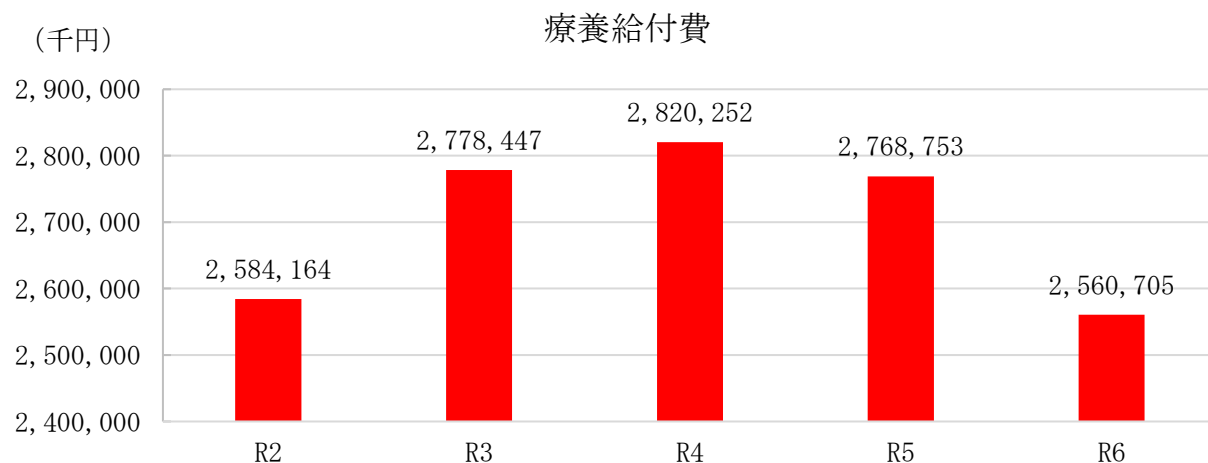


所得階層別で世帯をみると、所得43万円以下の世帯が36.8%、所得200万円以下の世帯数が75.0%を占め、依然として所得200万円以下の所得階層別の世帯の占める割合が高いことから、国民健康保険加入世帯の所得状況が低いことが分かる。

7. 国民健康保険医療費の状況

(単位：円)

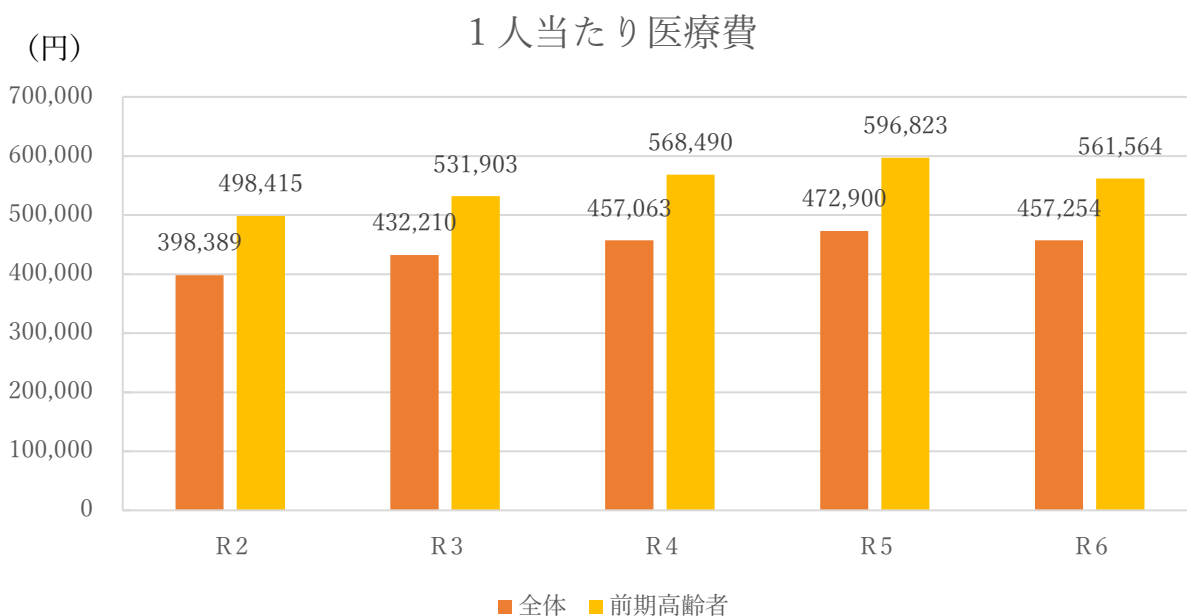
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療養給付費	2,584,163,953	2,778,446,531	2,820,252,222	2,768,753,444	2,560,704,809
高額療養費	392,774,147	416,277,457	422,585,781	442,598,687	402,617,504
療養費	21,216,330	17,427,239	18,642,491	14,495,780	15,587,892



【1人当たり医療費】

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	398,389	432,210	457,063	472,900	457,254
伸び率	△4.0%	8.5%	5.8%	3.5%	△3.3%
前期高齢者	498,415	531,903	568,490	596,823	561,564
伸び率	△6.2%	6.7%	6.9%	5.0%	△5.9%



令和6年度における療養給付費については、令和5年度に比べ2億804万9千円の減となり25億6,070万5千円となった。

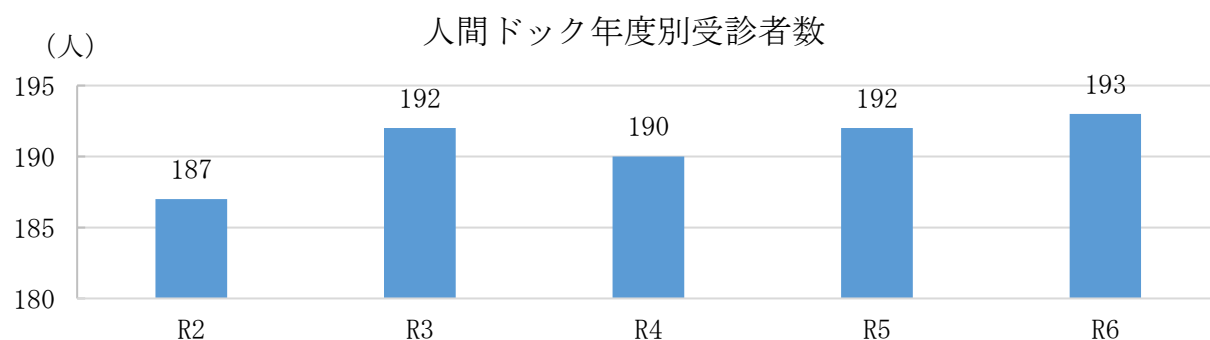
また、1人当たり医療費は45万7,254円となり、令和5年度に比べ3.3%の減となった。前期高齢者の1人当たり医療費も56万1,564円となり、前年度に比べ5.9%の減となった。

医療費が減少した要因としては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等が考えられる。

8. 人間ドック・脳ドックの受診状況

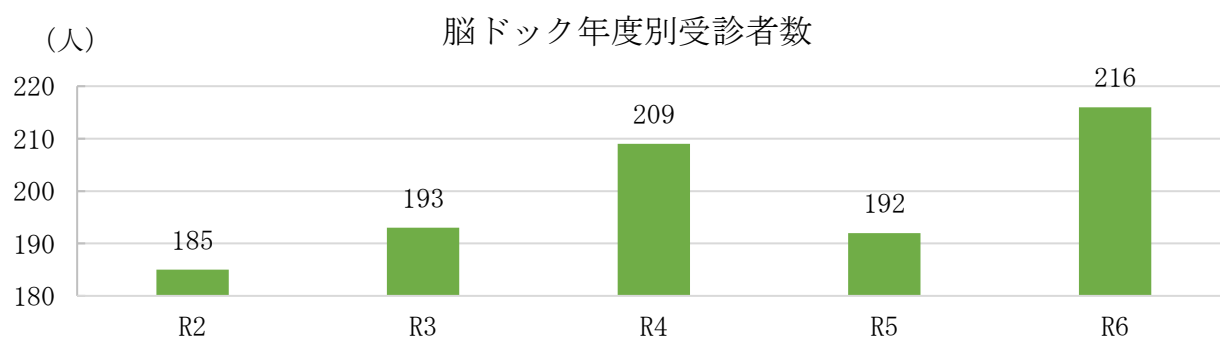
【人間ドック年度別受診者数】（単位：人）

年 度	受 診 者 数	定 員
令和 2 年度	187	200
令和 3 年度	192	200
令和 4 年度	190	200
令和 5 年度	192	200
令和 6 年度	193	200



【脳ドック年度別受診者数】（単位：人）

年 度	受 診 者 数	定 員
令和 2 年度	185	280
令和 3 年度	193	280
令和 4 年度	209	280
令和 5 年度	192	280
令和 6 年度	216	280



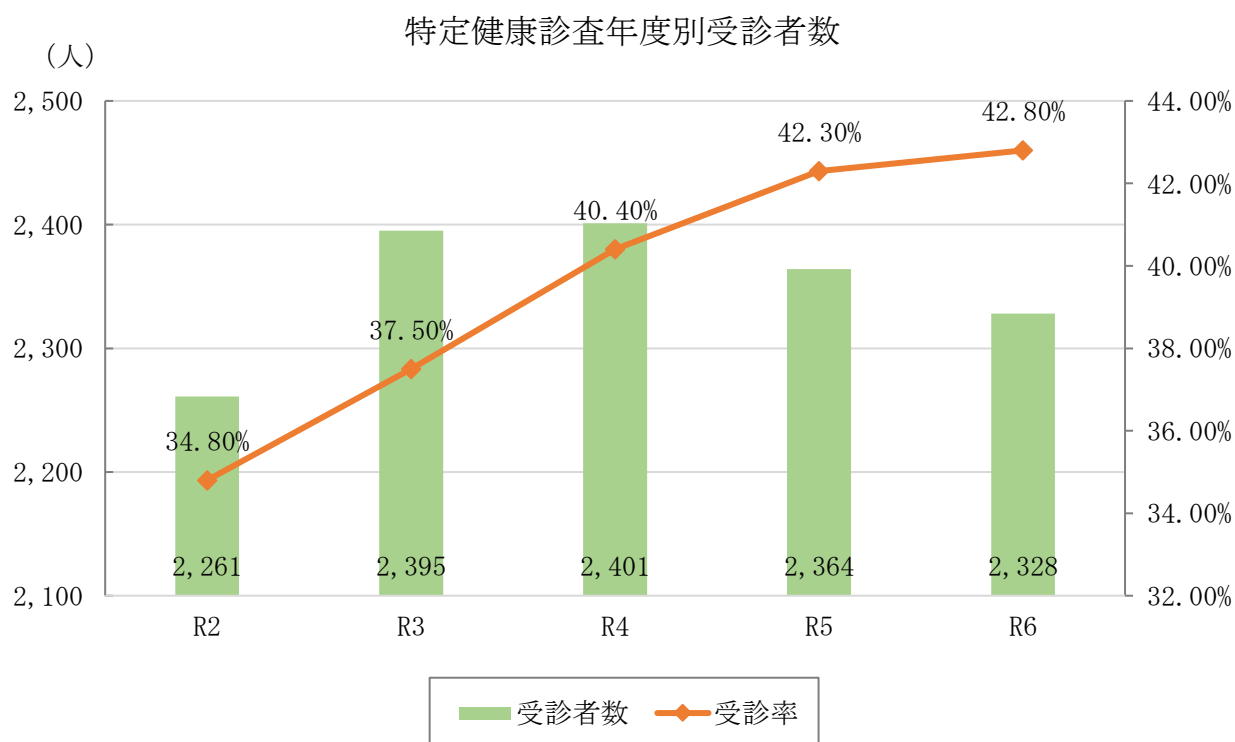
人間ドック・脳ドックともに、「健康づくりのてびき」に案内を掲載し、郵送による申込みを行った。人間ドックは、平成 30 年度に定員を 100 人から 200 人に拡大しているが、令和 6 年度も定員を上回る申込みがあり、200 人のうち 193 人が受診した。また、脳ドックについては、追加募集を行い、定員 280 人に対し 216 人が受診したことで、受診者の健康増進が図られた。

9. 特定健康診査・特定保健指導の状況

【特定健康診査年度別受診者数】

(単位：人)

年 度	受 診 者 数	対 象 者 数	受 診 率	
令和 2 年度	2,261	6,489	34.8%	(法定報告値)
令和 3 年度	2,395	6,383	37.5%	(法定報告値)
令和 4 年度	2,401	5,937	40.4%	(法定報告値)
令和 5 年度	2,364	5,587	42.3%	(法定報告値)
令和 6 年度	2,328	5,439	42.8%	(R7.3.31 現在速報値)



【特定保健指導年度別利用（実施）者数】

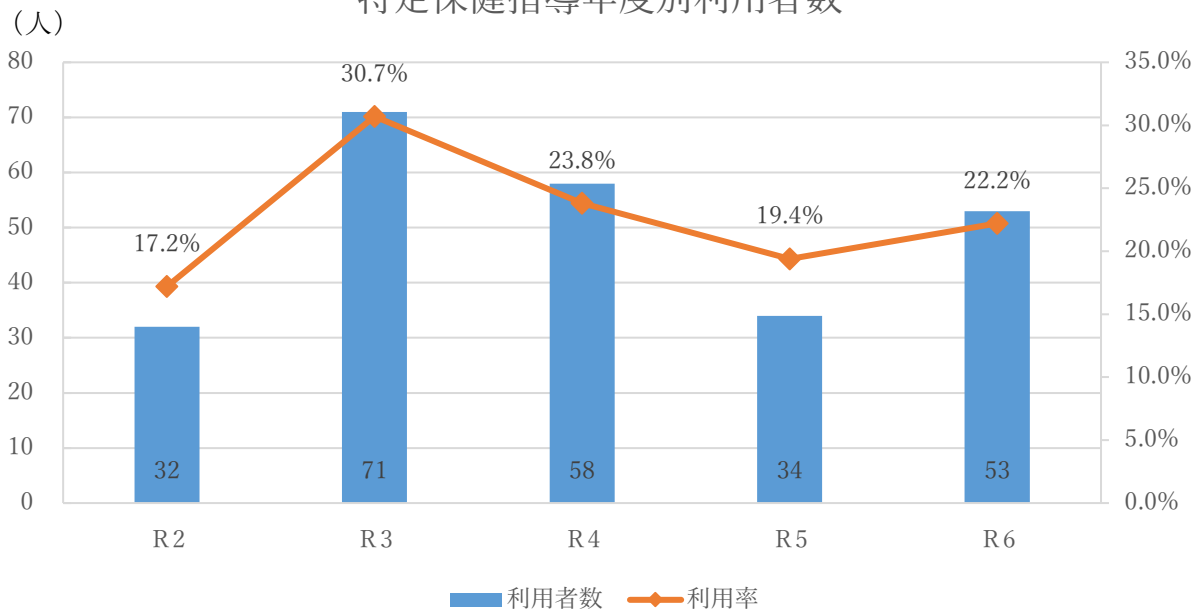
(単位：人)

年 度	利用（実施）者数	対象者数	利用（実施）率	
令和 2 年度	37 (32)	215	17.2 (14.9) %	(法定報告値)
令和 3 年度	71 (67)	231	30.7 (29.0) %	(法定報告値)
令和 4 年度	58 (48)	244	23.8 (19.7) %	(法定報告値)
令和 5 年度	34 (24)	219	19.4 (11.0) %	(法定報告値)
令和 6 年度	53	239	22.2%	(R7.3.31 現在速報値)

※利用…初回の特定保健指導を利用

※実施…特定保健指導を終了（途中脱落を除く。）

特定保健指導年度別利用者数



特定健康診査の受診者は、令和6年度対象者数は5,439人、受診者数2,328人、受診率42.8%となった。また、特定保健指導については、令和6年度対象者数が239人、利用者数が53人、利用率は22.2%となった。

令和 6 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算状況（総括表）

【歳入】

（単位：円）

科 目		予算現額	R6年度収入済額	R5年度収入済額	前年度比較増減	前年度比 (%)	R6年度 構成比率	R5年度 構成比率	
保険税（現年）		715,090,000	723,736,620	743,562,433	△ 19,825,813	△ 2.67%	16.63%	16.19%	
保険税（滞繰）		43,000,000	43,026,143	49,417,295	△ 6,391,152	△ 12.93%	0.99%	1.08%	
保険税		758,090,000	766,762,763	792,979,728	△ 26,216,965	△ 3.31%	17.62%	17.27%	
使用料	総務手数料	15,000	6,300	5,100	1,200	23.53%	0.00%	0.00%	
	合計	15,000	6,300	5,100	1,200	23.53%	0.00%	0.00%	
国庫	国民健康保険制度関係 業務準備事業費補助金	11,693,000	11,735,000	217,000	11,518,000	5,307.83%	0.27%	0.00%	
	合計	11,693,000	11,735,000	217,000	11,518,000	5,307.83%	0.27%	0.00%	
県支出金	保険給付費等交付金	3,670,044,000	3,112,258,928	3,358,527,074	△ 246,268,146	△ 7.33%	71.51%	73.14%	
	合計	3,670,044,000	3,112,258,928	3,358,527,074	△ 246,268,146	△ 7.33%	71.51%	73.14%	
利子及び配当金		261,000	261,000	170,000	91,000	53.53%	0.01%	0.00%	
繰入金	一般会計	保険基盤安定	199,192,000	209,712,336	213,590,649	△ 3,878,313	△ 1.82%	4.82%	4.65%
		職員給与と費等	81,542,000	71,024,331	78,579,262	△ 7,554,931	△ 9.61%	1.63%	1.71%
		出産育児一時金	8,333,000	8,309,333	5,202,666	3,106,667	59.71%	0.19%	0.11%
		財政安定化支援	15,668,000	15,689,000	15,668,000	21,000	0.13%	0.36%	0.34%
		その他	0	0	0	0		0.00%	0.00%
	基金繰入金	65,942,000	65,942,000	0	65,942,000	100.00%	1.52%	0.00%	
	計	370,677,000	370,677,000	313,040,577	57,636,423	18.41%	8.52%	6.82%	
繰越金		74,023,000	74,023,049	97,914,242	△ 23,891,193	△ 24.40%	1.70%	2.13%	
その他収入		18,400,000	16,669,109	28,881,075	△ 12,211,966	△ 42.28%	0.38%	0.63%	
歳入計（A）		4,903,203,000	4,352,393,149	4,591,734,796	△ 239,341,647	△ 5.21%	100.00%	100.00%	

【歳出】

(単位：円)

科 目	予算現額	R6年度支出済額	R5年度支出済額	前年度比較増減	前年度比 (%)	R6年度 構成比率	R5年度 構成比率	
総 務 費	93,895,000	89,413,498	79,528,771	9,884,727	12.43%	2.08%	1.76%	
保 險 給 付 費	療養給付費	3,052,720,000	2,560,704,809	2,768,753,444	△ 208,048,635	△ 7.51%	59.55%	61.29%
	療養費	15,937,000	15,587,892	14,495,780	1,092,112	7.53%	0.36%	0.32%
	高額療養費	497,716,000	402,617,504	442,598,687	△ 39,981,183	△ 9.03%	9.36%	9.80%
	高額介護合算 療 養 費	1,000,000	455,075	487,511	△ 32,436	△ 6.65%	0.01%	0.01%
	小計	3,567,373,000	2,979,365,280	3,226,335,422	△ 246,970,142	△ 7.65%	69.28%	71.42%
	審査支払手数料	10,000,000	9,564,367	9,185,552	378,815	4.12%	0.22%	0.20%
	出産育児一時金	12,500,000	12,464,000	7,804,000	4,660,000	59.71%	0.29%	0.17%
	審査支払手数料 (出産)	6,000	5,040	2,940	2,100	71.43%	0.00%	0.00%
	葬祭費	3,500,000	3,500,000	3,550,000	△ 50,000	△ 1.41%	0.08%	0.08%
	一般移送費	40,000	0	0	0		0.00%	0.00%
	傷病手当金	1,000	0	4,027	△ 4,027	△ 100.00%	0.00%	0.00%
	計	3,593,420,000	3,004,898,687	3,246,881,941	△ 241,983,254	△ 7.45%	69.87%	71.87%
	納 付 金	国民健康保険事業 費 納 付 金	1,101,763,000	1,101,761,434	1,063,202,650	38,558,784	3.63%	25.62%
計		1,101,763,000	1,101,761,434	1,063,202,650	38,558,784	3.63%	25.62%	23.53%
その他共同事業拠出金	10,000	0	137	△ 137	△ 100.00%	0.00%	0.00%	
保健事業費	48,242,000	42,854,155	44,579,954	△ 1,725,799	△ 3.87%	1.00%	0.99%	
その他の支出	43,873,000	41,523,408	26,809,294	14,714,114	54.88%	0.97%	0.59%	
基金積立金	20,000,000	20,000,000	56,709,000	△ 36,709,000	△ 64.73%	0.47%	1.26%	
予備費	2,000,000	0	0	0		0.00%	0.00%	
歳出計 (B)	4,903,203,000	4,300,451,182	4,517,711,747	△ 217,260,565	△ 4.81%	100.00%	100.00%	

収支差引残額 (C) = (A - B)	51,941,967	74,023,049	△ 22,081,082
基金保有額	136,235,633	182,177,633	△ 45,942,000

亀山市国民健康保険事業年度比較表（令和 6・5 年度）

区 分		単位	令和 6 年度	令和 5 年度	伸 び 率	備 考
市 勢	世 帯 数	① 世帯	22,580	22,400	0.8%	年度末現在
	人 口	② 人	49,035	49,177	△ 0.3%	
国 民 健 康 保 險	加 入 世 帯	③ 世帯	5,122	5,212	△ 1.7%	年度末現在
		④ 世帯	5,195	5,310	△ 2.2%	年度平均
	加 入 率	⑤ %	22.7	23.3	△ 0.6 ポイント	③ / ① × 100
保 險 税	被 保 険 者 数	⑥ 人	7,462	7,746	△ 3.7%	年度末現在
		⑦ 人	7,659	7,942	△ 3.6%	年度平均
	加 入 率	⑧ %	15.2	15.8	△ 0.6 ポイント	⑥ / ② × 100
保 險 税	年 間 調 定 額	⑨ 円	769,237,100	786,563,100	△ 2.2%	
	1 世帯当たりの保険税	⑩ 円	148,073	148,129	△ 0.0%	⑨ / ④
	1 人当たりの保険税	⑪ 円	100,436	99,038	1.4%	⑨ / ⑦
医 療 費	医 療 費	⑫ 件	158,040	159,161	△ 0.7%	
		⑬ 円	3,502,111,524	3,755,775,053	△ 6.8%	
	1 人当たりの医療費	⑭ 円	457,254	472,900	△ 3.3%	⑬ / ⑦
	1 件当たりの医療費	⑮ 円	22,160	23,597	△ 6.1%	⑬ / ⑫
	1 人当たりの受診回数	⑯ 回	20.6	20.0	3.0%	⑫ / ⑦
特 定 健 康 診 査	対 象 者 数	⑰ 人	5,439	5,587	△ 2.6%	
	受 診 者 数	⑱ 人	2,328	2,364	△ 1.5%	
	受 診 率	⑲ %	42.8	42.3	0.5 ポイント	⑱ / ⑰ × 100

令和 7 年度国民健康保険税当初賦課状況

国民健康保険税の現況(本算定時)

保険税

	被保険者数 (人)	世帯数	調定額(円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	7割軽減 (世帯)	5割軽減 (世帯)	2割軽減 (世帯)	賦課限度 超過(世帯)
令和 7年度	7,833	5,376	862,180,800	110,070	160,376	1,265	703	660	64
令和 6年度	8,228	5,507	752,808,500	91,494	136,700	1,400	790	646	44
増減	-395	-131	109,372,300	18,577	23,676	-135	-87	14	20
増減比率	-5%	-2%	15%	20%	17%	-10%	-11%	2%	45%

応能・応益割合

	算定額(円)			比率(%)			応能・応益割合	
	所得割 (下段：産前産後軽減分)	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	応能	応益
令和 7年度	549,355,383	381,651,375	164,324,200	50.15%	34.84%	15.00%	50.15%	49.85%
	15,879	—	—	—	—	—	—	—
令和 6年度	449,948,708	354,502,565	158,860,560	46.71%	36.80%	16.49%	46.71%	53.29%
	146,026	—	—	—	—	—	—	—
増減	99,406,675	27,148,810	5,463,640	3	-2	-1	3	-3
増減比率	22%	8%	3%	—	—	—	—	—

軽減額内訳

	※政令軽減(a)～(c)なし (中段：子ども軽減分) [下段：うち産前産後軽減分]		(a) 7割軽減(中段：うち子ども軽減分) [下段：うち産前産後軽減分]				(b) 5割軽減(中段：うち子ども軽減分) [下段：うち産前産後軽減分]			
	人員	均等割軽減額	世帯数	平等割軽減額	人員	均等割軽減額	世帯数	平等割軽減額	人員	均等割軽減額
令和 7年度	57	1,170,000	1,265	27,266,557	1,597	53,662,380	703	9,532,872	1,145	25,934,175
	51	1,117,500	29	—	42	271,125	15	—	19	213,750
	6	52,500	3	—	3	14,820	0	—	0	0
令和 6年度	56	1,088,750	1,400	27,910,400	1,808	52,558,279	790	10,042,700	1,318	26,476,111
	4	40,200	35	—	49	276,374	20	—	32	309,036
			1	—	1	1,005	4	—	4	20,905
増減	-5	28,750	-135	-643,843	-211	1,104,101	-87	-509,828	-173	-541,936
	47	12,300	-6	—	-7	-5,249	-5	—	-13	-95,286
			2	—	2	13,815	-4	—	15	-20,905
増減 比率 (%)	-9%	7%	-10%	-2%	-12%	2%	-11%	-5%	-13%	-2%
	50%	31%	-17%	—	-14%	-2%	-25%	—	-41%	-31%
			200%	—	200%	1375%	-100%	—	-100%	-100%

	(c) 2割軽減(中段：うち子ども軽減分) [下段：うち産前産後軽減分]				軽減合計(中段：うち子ども軽減分) [下段：うち産前産後軽減分]				
	世帯数	平等割軽減額	人員	均等割軽減額	世帯数	平等割軽減額	人員	均等割軽減額	軽減額計
令和 7年度	660	3,600,190	1,097	10,240,440	2,628	40,399,619	3,896	91,006,995	131,406,614
	17	—	26	418,500	61	—	138	2,020,875	2,020,875
	1	—	1	6,000	4	—	10	73,320	73,320
令和 6年度	646	3,411,680	1,107	9,155,010	2,836	41,364,780	4,289	89,278,150	130,642,930
	12	—	18	274,700	67	—	155	1,948,860	1,948,860
	1	—	1	8,040	6	—	10	1,118,700	1,118,700
増減	14	188,510	-10	1,085,430	-208	-965,161	-393	1,728,845	763,684
	5	—	8	143,800	-6	—	-17	72,015	72,015
	16	—	25	410,460	-2	—	0	-1,045,380	-1,045,380
増減 比率 (%)	2%	6%	-1%	12%	-7%	-2%	-9%	2%	1%
	42%	—	44%	52%	-9%	—	-11%	4%	4%
	0%	—	0%	-25%	-33%	—	0%	-93%	-93%

※前年の世帯内の所得の合計(軽減判定所得)が一定基準以下の場合にその所得金額に応じ、7割、5割又は2割の割合で保険税を軽減

子ども・子育て支援金制度について

1 制度の背景等

急激な少子化・人口減少により、我が国の経済・社会システムを維持することが困難となる状況に鑑み、国は、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において「こども・子育て支援加速化プラン」を取りまとめました。

同プランに盛り込まれた施策を着実に実行するに当たり、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯への支援の拡充及び共働き・共育での推進を図るとともに、その財政基盤を確保するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設され、当該制度に係る規定が令和8年4月1日から施行されます。

2 制度の概要

令和8年度から、国は、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付等子育て世帯の経済支援に充てるため、子ども・子育て支援納付金（以下「支援納付金」といいます。）を医療保険者から徴収することとし、医療保険者は、被保険者に対し、医療保険料と併せて子ども・子育て支援金（以下「支援金」といいます。）を賦課・徴収することとなります。



支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし医療保険者が設定することとされ、国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する軽減措置（所得階層別の7割、5割、2割の軽減率）、支援金の額に一定の限度を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施することとされています。

国民健康保険における支援金については、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額には10割軽減の措置を講じることとされています。

この措置に対し、未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもに係る10割分については、対象となる子ども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、関係政省令の整備等が検討されています。

3 支援金による被保険者への影響

国の試算によると、国民健康保険の被保険者1人当たり支援金の平均月額は、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となる見込みです。

【令和7年1月全国こども政策関係部長会議資料（こども家庭庁）】

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 〔(参考)被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔(参考)被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔(参考)被保険者一人当たり 800円〕
協会けんぽ	250円 〔(参考)被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔(参考)被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考)被保険者一人当たり 700円〕
健保組合	300円 〔(参考)被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔(参考)被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔(参考)被保険者一人当たり 850円〕
共済組合	350円 〔(参考)被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考)被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔(参考)被保険者一人当たり 950円〕
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔(参考)一世帯当たり 350円〕	300円 〔(参考)一世帯当たり 450円〕	400円 〔(参考)一世帯当たり 600円〕
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

4 今後のスケジュール（予定）

国では、令和8年4月1日の制度開始に向け、医療保険料と併せた賦課・徴収の方法について、医療保険者の意見を踏まえ、実務面の整理、政令・府省令の整備等を進めていくとされています。

市では、国の動向を注視しつつ、支援金制度に対応したシステム改修等の作業を進めるとともに、令和8年3月定例会において亀山市国民健康保険税条例の一部改正について提案する予定です。

時 期	国	市
令和7年7月～9月	条例参考例の発出	亀山市国民健康保険運営協議会への説明
10月～12月	・政令、府省令の公布 ・納付金算定ガイドライン発出	・支援金制度に対応したシステム改修 ・条例改正案の検討
令和8年1月～3月	地方税関係政令の公布	・国民健康保険運営協議会への諮問・答申 ・3月定例会への条例改正提案
4月1日	子ども・子育て支援金制度開始	
7月		令和8年度国民健康保険税賦課

令和7年度国民健康保険「資格確認書・資格情報のお知らせ」交付状況 及び「特別療養費」の支給状況等

1 資格確認書・資格情報のお知らせ 交付状況（令和7年8月1日時点）

区 分	令和6年度一斉交付分	令和7年度一斉交付分
被保険者証（一般証・短期保険証 ・資格証明書）	5, 206世帯	
資格確認書		1, 493世帯
資格情報のお知らせ		3, 861世帯

○資格確認書・資格情報のお知らせ 様式



2 特別療養費の支給状況等

（1）特別療養費関係通知送付状況（令和7年6月末～7月初旬）

区 分	対象数
弁明の機会付与通知書送付	41世帯
特別療養費の支給に係る事前通知書送付	31世帯

（2）特別療養費に係る資格確認書・資格情報のお知らせ交付状況 （令和7年7月18日時点）

区 分	対象数
資格確認書（特別療養）	15世帯
資格情報のお知らせ（特別療養）	14世帯

（3）特別療養費支給世帯数（令和7年8月21日現在）：27世帯

○資格確認書（特別療養）・資格情報のお知らせ（特別療養）様式

